

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和4年9月26日
【事業年度】	第68期(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
【会社名】	株式会社三東工業社
【英訳名】	SANTO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 克実
【本店の所在の場所】	滋賀県甲賀市信楽町江田610番地 (注)上記の場所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	滋賀県栗東市上鉤480番地
【電話番号】	077(553)1111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 矢森 貞行
【縦覧に供する場所】	株式会社三東工業社大阪支店 (大阪府大阪市天王寺区東高津町11番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月	令和4年6月
売上高 (千円)	5,446,312	5,500,074	5,703,442	7,452,018	6,751,723
経常利益 (千円)	74,118	126,124	110,950	225,511	276,783
当期純利益 (千円)	73,311	55,007	97,033	143,109	186,402
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	849,500	849,500	849,500	849,500	849,500
発行済株式総数 (千株)	686	686	686	686	686
純資産額 (千円)	2,686,756	2,680,543	2,524,218	2,664,646	2,833,959
総資産額 (千円)	3,934,440	4,049,330	4,003,979	4,865,674	4,769,155
1株当たり純資産額 (円)	3,919.75	3,910.68	4,244.94	4,385.23	4,634.27
1株当たり配当額 (円)	40.00	50.00	45.00	60.00	70.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	106.95	80.25	149.83	240.23	305.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.3	66.2	63.0	54.8	59.4
自己資本利益率 (%)	2.8	2.0	3.7	5.5	6.8
株価収益率 (倍)	26.2	29.7	15.6	10.4	8.8
配当性向 (%)	37.4	62.3	30.0	25.0	22.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	96,220	140,703	131,663	369,632	1,034,250
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,157	43,475	9,771	9,778	59,372
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	32,729	34,002	249,970	29,577	41,147
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,015,912	1,079,137	951,059	1,281,336	2,215,066
従業員数 (人)	83	87	84	95	97
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(11)	(9)	(8)	(9)
株主総利回り (%)	147.9	128.9	128.6	140.9	154.4
(比較指標：配当込みTOPIX)	(109.7)	(100.6)	(103.8)	(132.1)	(130.3)
最高株価 (円)	2,849	2,850	2,600	2,699	3,000
	(269)				
最低株価 (円)	2,216	1,910	1,820	2,150	2,330
	(191)				

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第65期の1株当たり配当額には記念配当10円、第67期の1株当たり配当額には特別配当15円、第68期の1株当たり配当額には特別配当25円を含んでおります。
5. 当社は、平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第64期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。
6. 株主総利回りに関する比較指標につきましては、JASDAQ INDEXスタンダードから配当込みTOP INDEXに変更しております。
7. 最高株価及び最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前は同取引所(JASDAQ(スタンダード))におけるものであります。
8. 当社は、平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第64期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
昭和29年4月	創業者成瀬 喬（故人）が、土木請負工事を目的として、滋賀県甲賀郡水口町大字水口3412番地において、弥生工務店として個人営業（建設業法にもとづく滋賀県知事登録）を開始。
昭和29年7月	株式会社弥生工務店に組織変更。 滋賀県甲賀郡雲井村雲井西地区の土地改良工事を受注。
昭和33年3月	商号を「株式会社三東工業社」に変更。
昭和33年4月	本店を滋賀県大津市上堅田町7番地に移転。
昭和34年3月	本店を滋賀県甲賀郡信楽町（現・甲賀市信楽町）大字江田610番地に移転。
昭和46年7月	宅地建物取引業許可（滋賀県知事第514号）、住宅事業部開設。
昭和49年11月	住宅事業部を株式会社三東工業社より分離、東芝住宅産業株式会社と株式会社三東工業社の共同出資により京滋東芝ハウジング株式会社を設立。
昭和52年5月	滋賀県栗太郡栗東町（現・栗東市）大字上鉤480番地に新社屋（三東ビル）完成、栗東本社を設置。
昭和54年6月	日本国有鉄道と三和機材株式会社の共同パテントJST工法（2液瞬結地盤改良工法）実施の協定契約締結。
昭和55年7月	特定建設業の建設大臣許可（第9082号）。
昭和57年1月	JST工法による施工開始。
昭和60年10月	三重県阿山郡阿山町に三重営業所を開設。
昭和63年3月	京滋東芝ハウジング株式会社を解散、住宅事業から撤退。
平成元年10月	舗装工事部門において、岩盤緑化工法（バイオ・オーガニック工法）の施工開始。
平成4年1月	建築部門において、HQ工法（高品質低コスト工法）の施工開始。
平成7年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成9年1月	地下技術部門において、TRD工法（ソイルセメント地中連続壁工法）の施工開始。
平成11年9月	財団法人日本品質保証機構よりISO9001を認証取得。
平成12年5月	三重営業所を三重県上野市（現・伊賀市）に移転。
平成13年7月	財団法人日本品質保証機構よりISO14001を認証取得。
平成15年1月	名古屋市中川区に所在の太洋基礎工業株式会社と業務提携。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年8月	滋賀県大津市に大津営業所を開設。
平成24年12月	滋賀県草津市に草津営業所を開設。
平成28年9月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行。
平成28年9月	株式会社古澤建設（非連結子会社）の株式を取得。
平成29年4月	信楽本店を日本初のCLT構造建築物にて新築。
平成29年5月	草津営業所を廃止。
平成31年4月	大阪府大阪市天王寺区に大阪支店を開設。
令和元年6月	三重営業所を廃止。
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のJASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場に移行。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と関係会社1社により構成されております。

当社の主たる事業は次のとおりであります。

1. 建設工事請負業
2. 建設工事に関する調査、企画、測量、設計、監理等のマネジメント及びコンサルティング業務
3. 地域開発、都市開発、環境整備等の企画、調査、設計及び監理
4. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
5. 労働者派遣

当社の業務組織は、総務部、購買部を中心とした管理部門と建設工事における受注及び設計・施工に関する土木部門、建築部門と不動産の売買、賃貸、仲介等に関する不動産部門で構成されており、それぞれ営業業務を含みます。

上記の土木部門、建築部門及び不動産部門は「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 土木部門

土木部門は、一般土木、舗装、地下技術の三部署により構成されております。一般土木は、治山・治水工事、上・下水道工事、土地造成工事、港湾・空港関連工事、道路工事等の一般土木工事を担当しております。舗装は、用地・道路等の舗装工事、また岩盤等の緑化に有効な特殊緑化工事（バイオ・オーガニック工法等）を担当しております。地下技術は、地盤改良工事（JST工事）、連続地中壁造成工事（TRD工事）、地下埋設管における高精度小口径管推進工事及びこれらに関する工法の研究開発、設備の改良等を担当しております。各部署の受注経路については、一般土木及び舗装は、発注者より直接受注する元請の場合と発注者より元請会社を通し、下請として受注する場合があります。地下技術は、発注者より元請会社を通し、下請として受注しております。

(2) 建築部門

建築部門は、事務所・庁舎、宿泊施設、店舗・工場、学校・病院等の一般建築工事及び賃貸・分譲マンション工事を担当しております。受注経路については、工事を発注者より直接受注する元請受注が大半であります。

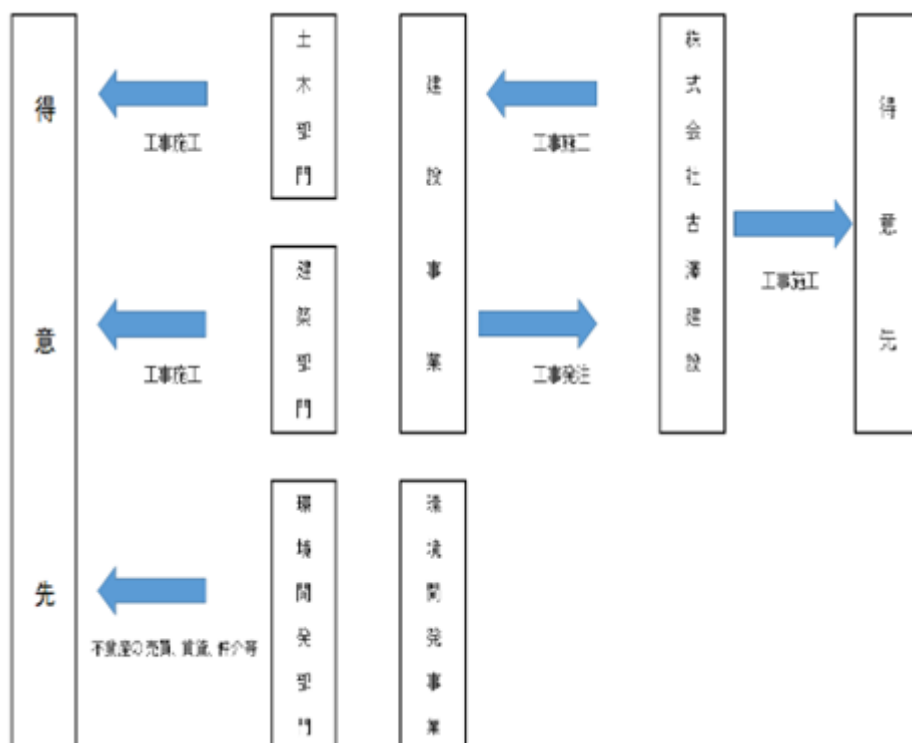
(3) 環境開発部門（ ）

環境開発部門は、環境等に関する企画、調査、設計、監理、工事及び運営と不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定を行っております。

（ ）令和4年7月より不動産部門から改称しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
97 (9)	46.7	16.9	6,786,760

令和4年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)	臨時従業員数 (人)
土木部門	50	7
建築部門	18	-
不動産部門	-	-
報告セグメント 計	68	7
全社(共通)	29	2
合計	97	9

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を記載しております。
2. 平均年間給与は税込支払給与額であり、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 不動産部門は、土木部門及び建築部門が兼任しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中に記載している将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（令和4年9月26日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「技術を社会に笑顔をあなただに」をモットーに常にお客様へ高品質な環境低負荷商品、高付加価値商品・サービスを還元することで、社会のすべてのステークホルダーから信頼され、喜びと感動を与えられる企業を目指します。現況を直視し、会社をあげて収益向上に取り組み、財政基盤および経営基盤の一層の強化を図るため、次の基本方針を実行する所存であります。

環境保全責任

環境負荷の少ない生産システムへ転換を求められる中、持続可能な社会へ向けて、滋賀が目指す「脱炭素社会の構築および琵琶湖環境の再生」に挑戦する。

地域社会への貢献

循環型地域社会の形成と安全・安心な地域づくりに寄与し発展することにより、地域全体の環境・雇用・経済の充実と安定に貢献する。

働きがいのある会社づくり

社員は最も信頼できるパートナーであると認識し、その基本である人間対人間の「人を敬う」精神を高め、公平性重視による活力ある社内風土を確立し、共に育ちあうことを目指す。

市場創造に関する方針

常にお客様の立場に立って考え行動し、高品質で環境低負荷商品などの時代を先取りした商品を研究・開発し、新たな需要を創出する。

業績向上に関する方針

売上高重視よりも高付加価値商品・サービスを社会に提供することにより、安定的に適正な利益を計上し、社会のすべてのステークホルダーから信頼され常に発展する企業を目指す。

(2) 目標とする経営指標

当社は利益率の向上を第一に考えており、売上高営業利益率の改善に取り組んでまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は厳しい経済環境の中でこの難局を乗り越え、限られた市場の中における生存競争に勝ち抜くため、優位性を活かした体制強化への取り組みはもちろん、市場に新たな建設価値の醸成を図り、強固な経営基盤を確立してまいります。

顧客にとって

- ・お客様に高品質の商品を提供することにより、安心、安全、そして誇りを感じていただける企業になる。
- ・お客様に高付加価値のある提案をすることにより、喜びと感動を与える企業になる。

自社にとって

- ・企業を構成する現場自らが問題を発見し、解決する。現場からの「否定」が当たり前のように上がってくる企業風土になる。
- ・「優れた環境技術」を企画・提案し事業領域の拡大と建設事業の進化を成し遂げて、3億円以上の経常利益を上げる企業になる。

社員にとって

- ・豊かな生活と雇用の保障を基盤として、社員が誇りを持って仕事に取り組める状態になる。

株主にとって

- ・優位性を活かした経営基盤を築き、株主の皆様への安定的な配当を継続し、経営成績に応じた利益還元を行う。これらのビジョンを全ての社員が共有し、確固たる経営基盤を築くべく、全力で取り組んでまいります。

(4) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

建設業界におきましては、建設従事者の高齢化が深刻な問題となっており、将来における人手不足が懸念されております。また、昨今では仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、職場環境の改善が喫緊の課題となっています。人が何よりの財産であり、働きやすい環境を構築することが、持続可能な経営を行う上で最重要の課題と認識しております。

当社ではこのような状況を踏まえ、公共事業の発注を確実に手中に収めるとともに、民間でも比較的景気の影響を受けにくい業種への提案や展開を図ることで受注の獲得を図っていきたくと考えております。

2【事業等のリスク】

当社の事業遂行上において、経営成績、株価、財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には以下に記載したようなものが考えられます。当社はこれらのリスク発生の可能性を十分認識し、発生の回避には最大限の努力をするとともに、発生した場合の対処については的確な対応策を講じる所存であります。なお、文中に記載している将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（令和4年9月26日）現在において当社が判断したものであります。

業界の受注競争激化に伴うリスク

公共工事比率が高い当社にとっては競争激化及び経営事項審査の総合評価点が下がることにより指名ランクが下がり経営成績への懸念材料となる可能性が予想されます。

当社は、公共工事と民間工事の両方を事業領域としており、公共工事が少ないときは、民間工事に注力し、民間工事が少ないときは、公共工事に注力する戦略をとっております。

取引先の信用リスク

建設工事は個々の取引における請負金額が多額であり、工事代金を受領する前に取引先が法的整理等に至った場合、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、工事請負契約を締結する前に、取引先の信用情報を入手し、財務状況を確認しております。

工事災害及び品質不良のリスク

建設業においては、工事災害及び品質不良が発生した場合、社会的にも大きな影響を及ぼす可能性があります。また、工事災害若しくは瑕疵担保責任等により損害賠償の発生が懸念されます。

対策として、全国建設業協同組合連合会の全建協連総合補償制度に加入しております。

建設業界の就業者不足に関するリスク

建設業界に従事する就業者が減少傾向にありますので、就業者不足により、受注が確保できない場合や、人件費の高騰により、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、外国人の採用、新規学卒採用や中途採用の継続や取引業者による協力会等で就業者確保に努めております。

建設資材の物価上昇によるリスク

請負契約後において建設資材の高騰により経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

対策として、常に建設資材の価格調査を行っており、必要となれば購買時期を前倒しした購買等で対応しております。

労働災害発生時のリスク

建設現場においては安全管理面で万全を期しておりますが、万一重大な労働災害が発生した場合、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、安全室を中心に安全パトロール等の安全活動を行っております

保有資産の時価相場による減損処理等のリスク

不動産及び有価証券を事業を行う上で保有しておりますが、時価相場の変動によって経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、定期的に保有の必要性を見直しております。

自然災害・感染症リスク

地震、津波、風水害等の自然災害や、感染症の世界的流行が発生した場合は、当社が保有する資産や従業員に直接被害が及び、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、BCP（事業継続計画）の継続的見直しや訓練計画の決定及び実施状況のフォローを行っております。また、新型コロナウイルス感染症を回避するため、従業員及び出入業者等に対する検温、手洗い、アルコール消毒、マスク着用、いわゆる3密の回避、不要不急の会議や出張の自粛などの業務体制の見直しを継続して実施しています。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当期における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動の両立が図られ、新型コロナウイルス感染症はワクチン接種の拡まり等によりやや落ち着きを取り戻しつつありますが、収束までにはまだ予断を許さない状況であります。経済においては、今般のロシアによるウクライナ侵攻に伴い、様々な原材料・エネルギー価格が高騰するなど先行きに不透明感がみられる状況となっております。

建設業界につきましては、住宅投資は横ばいで推移し、公共投資は高水準ながら弱めの動きとなっております。

このような経済状況下、当社は現場力の強化、経費削減およびリスク管理の強化を重点課題として取り組み、競争力を高める努力をしております。

この結果、当期の経営成績は、受注高7,572百万円（前期比13.0%増）、売上高6,751百万円（前期比9.4%減）、営業利益252百万円（前期比19.0%増）、経常利益276百万円（前期比22.7%増）、当期純利益186百万円（前期比30.3%増）となりました。

各セグメント別の概況は次のとおりであります。

a. 土木部門

土木部門におきましては、一般土木、地下技術、舗装等の工事を行っております。

当期の業績は、受注工事高4,126百万円（前期比8.7%増）となり、完成工事高3,559百万円（前期比15.1%減）、セグメント利益139百万円（前期比27.7%増）となりました。

b. 建築部門

建築部門におきましては、店舗、マンション、工場等の建築工事を行っております。

当期の業績は、受注工事高3,445百万円（前期比18.5%増）となり、完成工事高3,146百万円（前期比2.5%減）、セグメント利益92百万円（前期比3.1%減）となりました。

c. 不動産部門

不動産部門におきましては、不動産の売買等を行っております。

当期の業績は、売上高46百万円（前期比40.8%増）、セグメント利益20百万円（前期比178.8%増）となりました。

財政状態の状況は次のとおりであります。

(資産)

当期末における流動資産は3,684百万円となり、前期末に比べ127百万円減少いたしました。これは主に、完成工事未収入金が720百万円減少したことによるものであります。固定資産は1,084百万円となり前期末に比べ31百万円増加いたしました。これは主に、機械及び装置が45百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は4,769百万円となり、前期末に比べ96百万円減少いたしました。

(負債)

当期末における流動負債は1,883百万円となり、前期末に比べ259百万円減少いたしました。これは主に、工事未払金が429百万円減少したことによるものであります。固定負債は51百万円となり、前期末に比べ6百万円減少いたしました。これは主に、リース債務が4百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,935百万円となり、前期末に比べ265百万円減少いたしました。

(純資産)

当期末における純資産合計は2,833百万円となり、前期末に比べ169百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が149百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は59.4%（前期末は54.8%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当期のキャッシュ・フローにつきましては、現金及び現金同等物が933百万円増加し、期末残高は2,215百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は1,034百万円（前期は369百万円の獲得）となりました。これは、主として売上債権の減少1,066百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は59百万円（前期は9百万円の使用）となりました。これは、主として有形固定資産の取得による支出77百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は41百万円（前期は29百万円の使用）となりました。これは、主として配当金の支払36百万円によるものであります。

受注及び販売の実績

a. 建設事業（土木部門、建築部門）

1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	報告セグメント	前期繰越工事高 (千円)	期中受注工事高 (千円)	計(千円)	当期完成工事高 (千円)	次期繰越工事高 (千円)
第67期 自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日	土木部門	1,847,169	3,795,082	5,642,251	4,192,786	1,449,465
	建築部門	1,870,572	2,907,248	4,777,820	3,226,279	1,551,540
	計	3,717,741	6,702,330	10,420,071	7,419,065	3,001,005
第68期 自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日	土木部門	1,449,465	4,126,590	5,576,055	3,559,221	2,016,834
	建築部門	1,551,540	3,445,866	4,997,406	3,146,104	1,851,302
	計	3,001,005	7,572,456	10,573,462	6,705,326	3,868,136

(注) 前期以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額に増減のあるものについては、当期中受注工事高にその増減額を含めております。したがって、当期完成工事高にもかかる増減額が含まれます。

2) 官公庁、民間別完成工事高

期別	報告セグメント	官公庁(千円)	民間(千円)	合計(千円)
第67期 自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日	土木部門	1,800,197	2,392,588	4,192,786
	建築部門	19,262	3,207,017	3,226,279
	計	1,819,459	5,599,605	7,419,065
第68期 自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日	土木部門	2,492,874	1,066,347	3,559,221
	建築部門	246,951	2,899,153	3,146,104
	計	2,739,825	3,965,500	6,705,326

(注) 1. 完成した工事のうち請負金額1億円以上の主なものは、次のとおりであります。

第67期に完成した工事のうち主なもの

発注者	工事名	完成年月
滋賀県	蒲生日野ライン鋳物師2工区管路更新工事	令和3年3月
滋賀県	野洲川広域河川改修工事	令和3年3月
滋賀県	岩室北土山線補助道路整備工事	令和2年12月
(株)ツルタ	ラ・ステイト野洲新築工事	令和3年5月
社会福祉法人六匠会	老人ホーム紬新築工事	令和3年5月
スズキ(株)	アリーナ長浜移転新築工事	令和2年10月

第68期に完成した工事のうち主なもの

発注者	工事名	完成年月
滋賀県	新宿橋下部工築造工事(その2)	令和4年3月
滋賀県	神郷彦根線補助道路整備工事	令和3年7月
滋賀県	彦根南第二幹線彦富本庄工区管渠工事	令和3年12月
(株)テクノスマート	テクノスマート滋賀工場工場棟耐震補強工事	令和3年7月
コマツ滋賀(株)	コマツ滋賀栗東支店新築工事	令和3年8月
岡村歯科診療所	岡村歯科診療所増築工事	令和3年12月

2. 売上高総額（不動産事業を除く。）に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりであります。

第67期	滋 賀 県	1,665,516千円（22.4%）
	(株)テクノスマート	1,108,551千円（14.9%）
第68期	滋 賀 県	2,130,808千円（31.8%）

3) 工事種類別完成工事高明細表

報告セグメント		第67期 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)		第68期 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)	
		完成工事高 (千円)	構成比(%)	完成工事高 (千円)	構成比(%)
土木部門	上・下水道	1,174,937	15.8	787,340	11.7
	土地造成	292,304	3.9	28,699	0.4
	道路	1,252,668	16.9	1,523,297	22.7
	地盤改良工事	394,829	5.3	431,834	6.4
	その他	1,078,047	14.5	788,050	11.8
	計	4,192,786	56.5	3,559,221	53.1
建築部門	事務所・庁舎	230,225	3.1	340,934	5.1
	店舗	188,832	2.5	1,528,996	22.8
	倉庫・流通施設	19,321	0.3	3,371	0.1
	工場・発電所	1,909,385	25.7	714,233	10.7
	住宅	4,106	0.1	67,603	1.0
	医療・福祉施設	820,430	11.1	263,417	3.9
	その他	53,979	0.7	227,548	3.4
計	3,226,279	43.5	3,146,104	46.9	
合 計	7,419,065	100.0	6,705,326	100.0	

b. 不動産事業（不動産部門）

第67期（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）の売上実績
32,952千円

第68期（自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日）の売上実績
46,396千円

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当期末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当期の経営成績等は、現場力の強化、経費削減及びリスク管理の強化を重点的に取り組み、競争力を高める努力をしております。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、建設業においては請負契約が主であり、工事受注が大きな割合を占めております。工事受注の増加はもちろんです、早期に受注できるかによっても経営成績が変わりますので重点管理しております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、収益の改善を目標に掲げており、具体的な数値目標はありませんが、売上高営業利益率の向上を目指しております。当期の売上高営業利益率は、3.7%となり前期より0.9ポイント向上いたしました。これは、利益率の大幅な改善によるものであります。

また、財政状態についても「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

なお、当社におきましては、当期における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに対する新型コロナウイルス感染症の特段の影響はございませんでした。

売上高営業利益率の推移は以下のとおりであります。

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月	令和4年6月
売上高営業利益率(%)	1.0	1.8	1.6	2.8	3.7

セグメントごとの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(土木部門)

工事内容変更につき請負金額変更交渉に努めたため、当期の売上高営業利益率は3.9%となり前期より1.3ポイント向上いたしました。その結果、土木部門の経営成績は、前期と比較して受注工事高は331百万円増加、完成工事高は633百万円減少いたしました。セグメント利益は30百万円増加いたしました。

(建築部門)

利益率の高い工事の受注に努めたため、当期の売上高営業利益率は3.0%となり前期と同じでした。その結果、建築部門の経営成績は、前期と比較して受注工事高は538百万円増加、完成工事高は80百万円減少、セグメント利益は2百万円減少いたしました。

(不動産部門)

当期の売上高営業利益率は43.9%となり、前期より21.7ポイント増加いたしました。その結果、不動産部門の経営成績は、前期と比較して売上高、セグメント利益とも増加いたしました。

前述の結果、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりとなりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、自己資金を運転資金として活用し、運転資金が不足する場合は、金融機関からの短期借入により資金調達を行っております。借入した資金については、期末までに返済しております。

当社の資金需要は大きく分けて運転資金需要と設備資金需要の二つがあります。

運転資金需要の主なものは、工事の外注費や材料費等の費用、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要の主なものは、建設機械等の購入によるものであります。

また、当社は事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、短期運転資金や設備投資の調達は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社の研究開発活動としては、主として土木部門において「新工法及び新機械の技術開発」及び既存工法・機械設備の「改良、改善、応用等」を行っております。具体的には、近年の顧客ニーズ、とりわけ環境に配慮した自然にやさしい工法、かつ低コスト工法を模索し、最適工法として新たに導入、また改善し、同業他社との差別化を具現することにより、なお一層の社会的貢献を行うことを最終目的としております。

そのために、当社独自の連続地中壁工法（TRD工法）、地盤改良工法（JST工法）を武器とする地下の基礎分野、環境対策工法、とりわけ省エネルギー対策、建設廃材の削減及びリサイクル化、水質及び法面緑化等各種の建設プロジェクトにおいて、今までに蓄積してきたノウハウをより高度なものへと発展させることを主眼として研究開発活動を行っております。

また、当社では滋賀県内に眠る森林資源の有効活用を図るため、昨今注目されているCLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の研究を進めております。今後はCLTの積極的な利用・展開を促進してまいります。

この目的を達成するための基本活動として、下記の項目を主に取り組んでおります。

- 1) TRD、JST工法における排泥残土の削減研究
- 2) 汚染土壌の調査、研究、対策工法の研究
- 3) 排泥残土のリサイクル工法の導入、研究
- 4) 省エネルギータイプの設備調査及び採用
- 5) 建設廃材の削減とリサイクル化を可能とする仮設材の調査及び採用
- 6) CLTの導入、研究

なお、当期の研究開発費は27,332千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期中に実施した設備投資の総額は78,072千円であり、この主なものは、土木部門に係る機械の取得によるものであります。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりです。

(令和4年6月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	臨時 従業員数 (人)	
			建物	土地		機械及び装 置 (千円)	その他 (千円)			合計 (千円)
			金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)					
本社 (滋賀県栗東市)	全社共通	営業関係設 備	61,985	(599.40) 2,377.42	12,954	-	28,066	103,006	90	2
本店 (滋賀県甲賀市)	土木部門	"	84,664	6,199.75	52,866	32,669	5,059	175,260	7	7
機材センター (滋賀県栗東市)	土木部門	"	-	3,500.00	65,643	87,476	118	153,238	-	-
資材センター (滋賀県甲賀市)	土木部門	"	-	(6,000.00) 6,000.00	-	139	50	189	-	-
資材置場 (滋賀県甲賀市)	土木部門	"	-	4,200.63	12,386	-	-	12,386	-	-
社員寮 (滋賀県甲賀市)	全社共通	その他設備	580	2,247.40	37,285	-	-	37,865	-	-

(注) 1. 金額は帳簿価額であります。

2. 帳簿価額のうち「その他」には、構築物、車両運搬具、工具器具・備品が含まれております。

3. 土地の面積で()内は、賃借中のもので内書で表示しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,200,000
計	2,200,000

発行済株式

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年9月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	686,000	686,000	東京証券取引所 スタンダード市場	(注)
計	686,000	686,000	-	-

(注) 単元株式数は、100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年1月1日 (注)	6,174,000	686,000	-	849,500	-	625,900

(注) 平成29年9月27日開催の第63回定時株主総会決議により、平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことによる減少であります。

(5)【所有者別状況】

令和4年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	5	69	3	2	668	749	-
所有株式数 (単元)	-	380	11	1,714	5	10	4,729	6,849	1,100
所有株式数の 割合(%)	-	5.55	0.16	25.03	0.07	0.15	69.05	100.00	-

(注) 自己株式74,478株は、「個人その他」に744単元及び「単元未満株式の状況」に78株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
有限会社東物産	滋賀県栗東市上鉤480番地	88	14.41
三東工業社従業員持株会	滋賀県栗東市上鉤480番地	36	6.03
中川 徹	滋賀県草津市	32	5.35
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	28	4.58
東 一孝	滋賀県甲賀市	18	2.96
中川 千秋	滋賀県草津市	17	2.88
大西 藤司	滋賀県甲賀市	16	2.70
太洋基礎工業株式会社	名古屋市中区柳森町107	16	2.62
佐藤 兼義	静岡県湖西市	13	2.13
奥田 克実	京都市左京区	12	1.98
計		278	45.62

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 74,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 610,500	6,105	-
単元未満株式	普通株式 1,100	-	-
発行済株式総数	686,000	-	-
総株主の議決権	-	6,105	-

【自己株式等】

令和4年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社三東工業社	滋賀県甲賀市信楽町 江田610番地	74,400	-	74,400	10.85
計	-	74,400	-	74,400	10.85

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	119	318,890
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、令和4年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	4,000	9,708,000	100	287,500
保有自己株式数	74,478	-	74,378	-

(注)当期間における保有自己株式数には、令和4年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

利益配分につきましては、経営成績に応じた配分を基本として、株主の皆様への安定的な利益還元と経営体質の強化を重要な経営方針の一つとして位置づけ、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。配当の決定機関は期末配当を株主総会で決定しております。当期の配当金につきましては、1株につき70円(うち、普通配当45円、特別配当25円)の配当を実施することに決定いたしました。内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤強化のための原資として有効に活用させていただき営業力の強化と収益力の一層の向上に努めていく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
令和4年9月22日定時株主総会決議	42,806	70

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ確に対処できる経営体制の確立を柱としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいきます。

企業統治の体制

1) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査機能を担う監査等委員に対し、取締役として取締役会の議決権が付与されることで、監査・監督の実効性向上につながることで、また社外役員比率を高めることにより、更なるコーポレート・ガバナンスの充実並びに企業価値の向上を図ることを目的としたものであります。

a. 取締役会

「取締役会」は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）3名で構成し、経営判断等の重要事項の意思決定及び業務執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時の取締役会を開催いたします。

b. 監査等委員会

「監査等委員会」は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成し、内部統制システムを利用することで、取締役の職務執行及びその他グループ経営全般の職務執行状況について、実効的な監査を行います。原則として月1回定例監査等委員会を開催することとし、また必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。

なお、監査等委員会の監査・監督機能強化のため、常勤監査等委員1名を選定し、情報収集の強化・監査環境の整備に努めます。また、社外取締役である監査等委員には、企業経営の専門家（中小企業診断士・経営コンサルタント）及び財務・会計、税務の専門家（公認会計士・税理士）を選任しています。

c. 指名委員会・報酬委員会

「指名委員会」及び「報酬委員会」は、4名以上の取締役で構成（その半数以上は社外取締役）し、取締役会の任意の諮問機関として、取締役等の指名や報酬等に関する意思決定に際して、社外取締役の関与・助言の機会の適切な確保と、これらの事項に関するプロセスの透明性の向上を図ります。

d. マネジメント会議

「マネジメント会議」は、取締役、執行役員、部長が出席し、主として各事業の業務執行状況の監督を行っており、毎月1回開催いたします。

e. 会計監査人

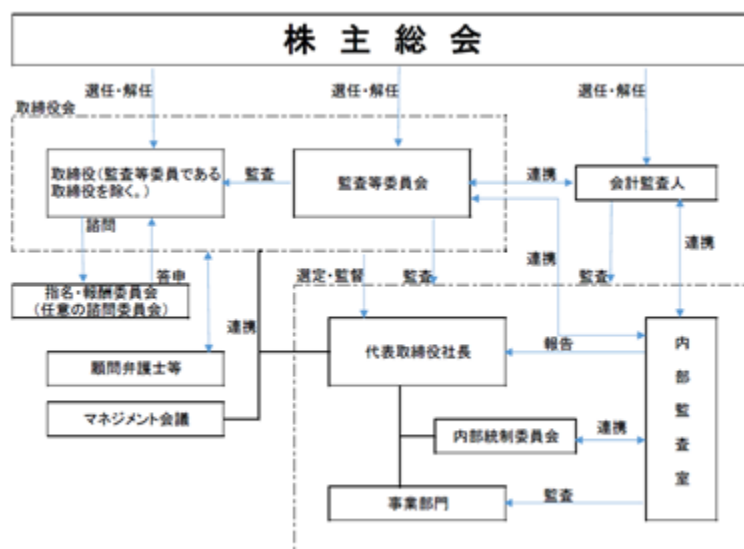
会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、重要な会計的課題に関しましては、随時相談するとともに、適正な会計監査を受けております。

設置機関の構成は次のとおりです。

役職	氏名	取締役会	監査等委員会	指名委員会・報酬委員会	マネジメント会議
代表取締役社長	奥田 克実				
取締役	細川 礼昭				
取締役	中村 幸治				
取締役（常勤監査等委員）	奥村 敏朗				
取締役（監査等委員）	山本 泰造				
取締役（監査等委員）	津田 穂積				
執行役員	矢森 貞行				
執行役員	山本 喜彦				
執行役員	田中 久雄				
執行役員	菱田 幹宏				
執行役員	杉本 修啓				○
執行役員	柴田 隆				○

(注) 機関の長 機関の構成員

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。



2) 内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において決議し、これに基づき、内部統制システムの整備・運用・継続的な改善に取り組んでいます。決議内容は、以下のとおりであります。

- a. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役および従業員等に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役自らが種々の機会を通じて企業理念を従業員等に伝えることにより、法令および定款を遵守した行動が可能な経営体制の確立に努め、不祥事の未然防止を行います。
また、コンプライアンス体制構築の環境整備として、適宜従業員等への教育も実施しております。
さらに、重要な法務問題およびコンプライアンスの取組みに関する事項については、社外の顧問弁護士と適宜協議し指導を受けております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定めております。
また、文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理、および廃棄を実施するとともに、当該文書については取締役（監査等委員を含む）はこれらを閲覧できるものとしております。
さらに、情報の管理については情報セキュリティに関するガイドラインを定め、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（工期の遅延、適切な組織対応、代金回収等）および情報セキュリティに係るリスクについては、全社的に規則、ガイドラインの制定、教育・訓練の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、総務部が行うものとしております。
また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回以上開催し、必要に応じて臨時に開催しております。また、取締役会の決定事項に当たっては、取締役が役割分担を行い効率的な業務執行を行うものとしております。
- e. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の代表取締役は、子会社の関連書類等の精査・分析等を行った上で、当社のマネジメント会議において、当社指定の報告書様式により、定期的（月1回）に報告を行っております。
- f. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
現在当社には、監査等委員会の職務を補助する従業員は置いていませんが、監査等委員会から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。
また、その職務の内容は次のとおりであります。
 - a) 監査等委員会議事録作成
 - b) 資料の提供および調査
 - c) その他事務連絡

- g. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき従業員の指揮命令については、監査等委員会が直接行います。また、補助すべき従業員の人事考課および異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとしております。
- h. 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
重要事項については、監査等委員が出席する取締役会、営業会議、マネジメント会議にて報告しております。また、その他の主要な会議においても適宜報告しております。さらに、監査等委員会へ報告を行った取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役および従業員に周知徹底しております。
- i. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について当社に対して前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。
- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行い、社内の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めることとしております。また、適宜意見交換の場を持ちそれらを当社の経営に反映できる体制を整備しております。
さらに、監査等委員会は、当社の会計監査人から監査の方法・結果等について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

3) リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会の他、個別経営課題の協議の場として執行役員により構成する幹部会議を適時開催しリスクの予防・管理を図りました。また、各部門会議を月1回開催し、その会議に担当執行役員も出席し、リスクの予防・管理について伝達し周知・徹底いたしました。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の代表取締役は、子会社の関連書類等の精査・分析等を行った上で、当社のマネジメント会議において、当社指定の報告書様式により、定期的（月1回）に報告を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定（賠償責任の限度額は法令に定める額とする）する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、該当する契約は締結しておりません。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

解任決議については、定款に定めておりませんので、会社法の定めによります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項
(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本政策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

(取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(中間配当)

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	奥田 克実	昭和24年12月11日生	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 株式会社P J 代表取締役 平成16年8月 当社入社 営業部長 平成17年9月 当社取締役営業部門長 平成19年9月 当社代表取締役社長(現任) 令和4年6月 一般社団法人滋賀県建設業協会会長(現任) 令和4年6月 西日本建設業保証株式会社取締役(現任)	(注) 4	12
取締役 専務執行役員 土木部門統括本部長	細川 礼昭	昭和32年9月3日生	昭和51年4月 三幸建設株式会社入社 昭和60年7月 当社入社 平成20年4月 当社営業部長 平成28年9月 当社取締役営業部長 平成28年9月 株式会社古澤建設取締役(現任) 平成29年4月 当社常務取締役 令和元年6月 当社専務取締役 令和元年9月 当社代表取締役専務 令和2年9月 当社代表取締役 令和2年9月 当社専務執行役員(現任) 令和2年9月 当社土木部門統括本部長(現任) 令和4年9月 当社取締役(現任)	(注) 4	10
取締役 専務執行役員 建築部門統括本部長	中村 幸治	昭和43年12月5日生	平成2年4月 当社入社 平成18年2月 当社建築部門長 平成20年5月 当社執行役員建築事業部長 平成21年9月 当社取締役建築事業部長 平成25年7月 当社取締役建築事業本部長 令和元年6月 当社常務取締役建築事業本部長 令和2年9月 当社取締役(現任) 令和2年9月 当社専務執行役員(現任) 令和2年9月 当社建築部門統括本部長(現任)	(注) 4	7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	奥村 敏朗	昭和23年1月15日生	昭和46年4月 鹿島建設株式会社入社 平成6年4月 同社東京支店支店長室次長 平成11年4月 同社東京支店法務部長 平成14年1月 同社土木営業本部営業部長 平成24年7月 当社入社 平成24年9月 当社取締役副社長 平成28年9月 当社取締役(監査等委員)(現任) 平成28年9月 株式会社古澤建設監査役(現任)	(注)5	8
取締役 (監査等委員)	山本 泰造	昭和29年12月3日生	昭和52年4月 株式会社滋賀銀行入行 平成3年4月 中小企業診断士登録完了 平成19年10月 株式会社滋賀銀行営業統轄部参事役 平成21年6月 株式会社しがぎん経済文化センター 常務取締役 平成27年6月 同社退任 平成27年7月 社長の相談室開業(代表)(現任) 平成27年9月 当社社外取締役 平成28年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年4月 公益財団法人深尾理工教育振興財団 常務理事(現任)	(注)5	3
取締役 (監査等委員)	津田 穂積	昭和43年10月9日生	平成3年4月 神戸ケナメタル株式会社入社 平成8年10月 中央監査法人京都事務所入所 平成16年7月 津田公認会計士事務所設立(所長)(現任) 平成16年8月 税理士登録完了 平成16年9月 当社社外監査役 平成17年6月 京都機械工具株式会社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役 平成28年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年6月 京都機械工具株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任)	(注)5	4
計					45

- (注) 1. 奥村敏朗は、常勤の監査等委員であります。
2. 所有株式数は千株未満を切り捨て表示しております。
3. 取締役 山本泰造、津田穂積は、社外取締役であります。
4. 令和4年9月開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 令和4年9月開催の定時株主総会の終結の時から2年間
6. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、戦略的かつ機動的に意思決定を行うため執行役員制度を導入しております。
- なお、取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。
- 執行役員 矢森 貞行、山本 喜彦、田中 久雄、菱田 幹宏、杉本 修啓、柴田 隆

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役の山本泰造氏は、公益財団法人深尾理工教育振興財団の常務理事を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役の津田穂積氏は、京都機械工具株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役による当社株式保有状況は、役員一覧に記載しております。その他当社と社外取締役との間には特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役である山本泰造氏及び津田穂積氏の2名を東京証券取引所の上場規則で定める独立役員として指定しています。社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、各々の専門分野や会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視したうえで、東京証券取引所ので定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員として指定しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、社外取締役は、毎月開催される定時取締役会及び都度開催される臨時取締役会並びに各種の重要会議への出席を通じ、内部監査、監査等委員監査及び会計監査の監査状況について、必要に応じて意見の交換を行うよう相互連携を図っております。また、取締役会及び監査等委員会では、審議事項について社外取締役に補足説明が必要な場合は、事前に説明を行うとともに、各社外取締役の専門分野については事前に相談し、審議内容に意見を反映することなどに努めています。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員2名の3名体制で構成しております。監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、業務執行状況の適切な監視に努めるとともに、遵法状況の確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況の確認を通じて、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査いたします。

なお、常勤の監査等委員である取締役の奥村敏朗氏は、鹿島建設株式会社に長年勤めており、その経験や実績、知識等から企業法務及び企業財務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である社外取締役の山本泰造氏は、中小企業診断士の資格を有し、経営コンサルタントとしての経験や実績、知識等から企業経営に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である社外取締役の津田穂積氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を年12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
奥村 敏朗	12	12
山本 泰造	12	12
津田 穂積	12	12

監査等委員会における主な活動内容として、会社業務全般にわたり、適法適正に行われているかどうかを調査し、また経営戦略等に従って業務執行者がパフォーマンスを上げているかという業績の評価も実施しております。

また、常勤監査等委員の活動として、経営全般・取締役業務執行・親・子会社内部統制システムの構築・運用を日常的に監査・監督しております。

内部監査の状況

内部監査におきましては、内部監査室を設置（内部監査員1名を選任）し、業務執行が経営方針、関係法令、社内規程に準拠して適法かつ適正、合理的に行われているかを監査し、その結果を監査等委員会及び会計監査人に報告しております。

監査等委員会及び内部監査室は、四半期毎に実施する監査報告会にて、会計監査人から報告を受けるほか、必要に応じて随時、監査に関する情報交換を行うこととしております。また、監査等委員会は、内部監査室から監査計画や監査報告を受けるほか、定期的に情報交換や意見交換を行うこととしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称 ひかり監査法人

b. 継続監査期間 16年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 公認会計士 光 田 周 史

指定社員・業務執行社員 公認会計士 伊 藤 玲 司

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 1名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は職務の実施状況、監査体制の相当性、監査方法、品質の適切性、独立性等を総合的に勘案し監査法人を選定する方針としております。ひかり監査法人は、本方針に照らして適切であると判断したため、当社の監査法人として選定しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。上記の方針に基づく監査法人についての評価項目を設定し、それらの項目ごとの評価により監査法人の適正性・相当性の有無を確認しております。

g. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,500	-	14,500	-

b. 監査公認会計士等の同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要となる監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査等委員会による同意を得て公正妥当な監査報酬を決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人に対する報酬等につき、上記監査報酬の決定方針との適合性、監査業務内容、世間相場等を考慮し、妥当であると判断しており、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、令和3年9月24日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額1億円以内（ただし使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち監査等委員である取締役は3名）です。

また、当社は、令和2年9月25日開催の第66回定時株主総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額2千万円以内、株式数の上限を年1万株以内、監査等委員である取締役については年額1千万円以内、株式数の上限を年5千株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち監査等委員である取締役は3名）です。

役員報酬等の内容の決定方法は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関である報酬委員会より答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）は、以下のとおりです。

当社の取締役の報酬等は、業績連動報酬等（金銭報酬である賞および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）により構成されており、その支給割合は、当該期の業績や財政状態を勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬等は、売上高及び各段階利益等の業績を指標として支給総額を決定します。このうち、賞与の個人別の報酬案は、業績への貢献度や戦略課題の達成度等を勘案し、職務内容等も加味したうえで総合的な判断を行うものとしております。譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬案は、業績及び役位・職務に応じて判断し、年間報酬分の前払いとして支給するものとしております。なお、評価指標の目標値を達成するため、将来の成長に向けた先行投資や課題解決に向けた活動等の実施が過度に抑制されないよう、目標値については具体的な値は設定しておりません。

業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）の個人別の報酬案は、一定の基準を基に役位・職務に応じて判断するものとし、決定した報酬等は、業績連動報酬等は毎年一定の時期に、業績連動報酬等以外の報酬は月例の基本報酬として支給します。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、取締役会が各人の役位・職務・業績・貢献度を勘案し一定の基準を基に総合的に判断したうえで案を作成し、任意の諮問機関である報酬委員会へ諮問し、任意の諮問機関である報酬委員会は取締役会の諮問を受け、内容を判断し取締役会へ答申いたします。取締役会は報酬委員会からの答申を受け、内容を協議のうえ、決議し取締役の個人別報酬等を決定するものとしております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	74,201	59,320	14,881	7,281	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	14,300	13,200	1,100	-	1
社外役員	15,600	14,400	1,200	-	2

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引関係の強化のため、株式を保有しております。

当社の資本コストを踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証したうえで保有の合理性について毎年審議を行い、保有の合理性が無くなったら速やかに売却を行います。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	3,000
非上場株式以外の株式	4	175,590

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	0	(株)りそなホールディングスの株式に関する配当金の再投資であり、営業地域内の不動産開発案件等における連携関係を強化するために保有しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
太洋基礎工業(株)	20,000	20,000	当社と同じ地盤改良工事を行う会社であり、地盤改良工事の発注動向、技術等の情報交換を通じ、同社との良好な関係の維持強化を図るため政策的に保有しております。	有
	95,600	103,800		
(株)滋賀銀行	23,850	23,850	当社の主要取引金融機関であり、資金調達や営業情報を通じ、同社との良好な関係の維持強化を図るため政策的に保有しております。	有
	65,945	46,316		
(株)りそなホールディングス	18,742	18,742	営業地域内の不動産開発案件等における連携関係を強化するために保有しております。(注)2	無
	9,522	8,006		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,200	6,200	営業地域内の不動産開発案件等における連携関係を強化するために保有しております。	無
	4,522	3,720		

- (注) 1. 特定投資株式における個別銘柄ごとの定量的な保有効果につきましては、記載が困難であるため、記載しておりません。保有の合理性につきましては、毎年度、個別銘柄ごとに、保有意義、株式保有に伴うコストやリスク、経済合理性等を総合的に検証しております。
2. 配当金の再投資により増加しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により、作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第68期事業年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的な内容として、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更について適切に対応することができる体制を整備するために、適宜開催されるセミナー等に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当事業年度 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	1,581,464	2,515,195
受取手形	303,027	47,293
電子記録債権	105,859	16,038
完成工事未収入金	1,575,907	2,855,357
販売用不動産	195,832	195,346
材料貯蔵品	939	1,222
立替金	7,735	20,298
未収入金	565	902
その他	40,540	32,677
流動資産合計	3,811,873	3,684,331
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,647,459	1,647,459
減価償却累計額	462,697	475,956
建物(純額)	184,761	171,502
構築物	77,883	78,253
減価償却累計額	54,611	58,466
構築物(純額)	23,271	19,786
機械及び装置	954,347	1,012,367
減価償却累計額	879,775	892,081
機械及び装置(純額)	74,571	120,285
車両運搬具	80,005	80,005
減価償却累計額	63,222	69,766
車両運搬具(純額)	16,782	10,238
工具器具・備品	118,705	118,705
減価償却累計額	101,437	102,773
工具器具・備品(純額)	17,267	15,931
土地	1,391,314	1,391,314
有形固定資産合計	707,969	729,058
無形固定資産		
ソフトウェア	5,112	3,677
電話加入権	2,796	2,796
借地権	15,143	13,923
無形固定資産合計	23,052	20,397

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当事業年度 (令和4年6月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	164,843	178,590
関係会社株式	68,500	68,500
出資金	1,050	1,060
破産更生債権等	17,618	17,618
長期前払費用	36,800	30,944
会員権	18,380	18,680
繰延税金資産	3,082	1,654
その他	35,202	41,018
貸倒引当金	22,698	22,698
投資その他の資産合計	322,778	335,367
固定資産合計	1,053,801	1,084,823
資産合計	4,865,674	4,769,155
負債の部		
流動負債		
支払手形	425,304	375,190
工事未払金	1,126,430	696,479
リース債務	4,477	4,477
未払金	10,794	16,056
未払費用	27,352	34,338
未払法人税等	65,598	52,225
未払消費税等	43,717	22,547
未成工事受入金	390,795	3 620,344
預り金	32,609	55,433
完成工事補償引当金	5,500	6,700
工事損失引当金	10,433	-
流動負債合計	2,143,014	1,883,793
固定負債		
長期預り保証金	47,851	45,718
長期預り敷金	3,000	3,000
リース債務	7,162	2,684
固定負債合計	58,013	51,402
負債合計	2,201,027	1,935,195

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当事業年度 (令和4年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	849,500	849,500
資本剰余金		
資本準備金	625,900	625,900
その他資本剰余金	3,939	4,459
資本剰余金合計	629,839	630,359
利益剰余金		
利益準備金	188,250	188,250
その他利益剰余金		
別途積立金	970,000	1,070,000
繰越利益剰余金	170,470	220,414
利益剰余金合計	1,328,720	1,478,664
自己株式	180,052	171,183
株主資本合計	2,628,007	2,787,340
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36,639	46,619
評価・換算差額等合計	36,639	46,619
純資産合計	2,664,646	2,833,959
負債純資産合計	4,865,674	4,769,155

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
売上高		
完成工事高	7,419,065	6,705,326
不動産事業等売上高	32,952	46,396
売上高合計	7,452,018	1 6,751,723
売上原価		
完成工事原価	8 6,826,625	6,042,602
不動産事業等売上原価	7 25,655	7 26,050
売上原価合計	6,852,280	6,068,653
売上総利益		
完成工事総利益	592,440	662,723
不動産事業等総利益	7,297	20,346
売上総利益合計	599,737	683,069
販売費及び一般管理費		
役員報酬	72,950	84,651
従業員給料手当	126,058	135,965
退職給付費用	1,425	2,232
法定福利費	21,242	22,977
福利厚生費	12,115	14,374
修繕維持費	462	798
事務用品費	3,366	1,968
通信交通費	20,311	23,595
動力用水光熱費	1,740	1,973
調査研究費	3 21,836	3 27,332
広告宣伝費	7,051	5,484
交際費	5,182	10,290
寄付金	279	290
地代家賃	5,624	5,544
減価償却費	13,760	12,039
租税公課	19,990	27,689
保険料	3,377	3,429
雑費	50,676	49,894
販売費及び一般管理費合計	387,449	430,532
営業利益	212,287	252,537

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
営業外収益		
受取利息	334	210
受取配当金	3,435	4,653
経営指導料	2 10,998	2 16,076
雑収入	2,832	7,550
営業外収益合計	17,600	28,490
営業外費用		
支払利息	1,760	1,002
支払保証料	2,615	3,241
営業外費用合計	4,376	4,244
経常利益	225,511	276,783
特別利益		
固定資産売却益	4 624	4 5,622
特別利益合計	624	5,622
特別損失		
固定資産売却損	5 708	-
固定資産除却損	6 49	-
特別損失合計	758	-
税引前当期純利益	225,377	282,405
法人税、住民税及び事業税	86,801	86,673
過年度法人税等	-	11,668
法人税等調整額	4,534	2,339
法人税等合計	82,267	96,002
当期純利益	143,109	186,402

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)		当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		724,251	10.6	777,713	12.9
労務費		206,124	3.0	269,853	4.5
外注費		4,655,120	68.2	3,603,972	59.6
経費		1,241,128	18.2	1,391,063	23.0
(うち人件費)		(487,595)	(7.1)	(554,363)	(9.2)
計		6,826,625	100.0	6,042,602	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	849,500	625,900	-	625,900	188,250	900,000	124,119	1,212,369
当期変動額								
別途積立金の積立						70,000	70,000	-
剰余金の配当							26,758	26,758
当期純利益							143,109	143,109
自己株式の取得								
自己株式の処分			3,939	3,939				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	3,939	3,939	-	70,000	46,350	116,350
当期末残高	849,500	625,900	3,939	629,839	188,250	970,000	170,470	1,328,720

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	209,913	2,477,856	46,362	46,362	2,524,218
当期変動額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		26,758			26,758
当期純利益		143,109			143,109
自己株式の取得					
自己株式の処分	29,861	33,800			33,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			9,722	9,722	9,722
当期変動額合計	29,861	150,150	9,722	9,722	140,428
当期末残高	180,052	2,628,007	36,639	36,639	2,664,646

当事業年度（自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	849,500	625,900	3,939	629,839	188,250	970,000	170,470	1,328,720
当期変動額								
別途積立金の積立						100,000	100,000	-
剰余金の配当							36,458	36,458
当期純利益							186,402	186,402
自己株式の取得								
自己株式の処分			520	520				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	520	520	-	100,000	49,944	149,944
当期末残高	849,500	625,900	4,459	630,359	188,250	1,070,000	220,414	1,478,664

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	180,052	2,628,007	36,639	36,639	2,664,646
当期変動額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		36,458			36,458
当期純利益		186,402			186,402
自己株式の取得	318	318			318
自己株式の処分	9,188	9,708			9,708
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			9,979	9,979	9,979
当期変動額合計	8,869	159,333	9,979	9,979	169,312
当期末残高	171,183	2,787,340	46,619	46,619	2,833,959

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	225,377	282,405
減価償却費	50,243	58,076
工事損失引当金の増減額（は減少）	10,433	10,433
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	900	1,200
受取利息及び受取配当金	3,769	4,864
支払利息	1,760	1,002
固定資産売却損益（は益）	84	5,622
固定資産除却損	49	-
販売用不動産評価損	6,504	486
売上債権の増減額（は増加）	557,349	1,066,105
その他の棚卸資産の増減額（は増加）	25	283
未払消費税等の増減額（は減少）	34,211	21,170
仕入債務の増減額（は減少）	701,215	480,066
未払金の増減額（は減少）	5,574	5,153
未成工事受入金の増減額（は減少）	29,654	229,548
その他の流動資産の増減額（は増加）	20,664	1,288
その他の流動負債の増減額（は減少）	1,903	27,677
その他	8,146	5,826
小計	447,079	1,142,102
利息及び配当金の受取額	3,769	4,864
利息の支払額	1,760	1,002
法人税等の支払額	79,455	111,714
営業活動によるキャッシュ・フロー	369,632	1,034,250
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	300,128	300,128
定期預金の払戻による収入	300,126	300,128
有形固定資産の取得による支出	10,022	77,520
有形固定資産の売却による収入	3,731	9,000
無形固定資産の取得による支出	3,485	552
関係会社貸付けによる支出	30,000	20,000
関係会社貸付金の回収による収入	30,000	30,000
その他	-	300
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,778	59,372

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	600,000	200,000
短期借入金の返済による支出	600,000	200,000
自己株式の取得による支出	-	318
配当金の支払額	26,702	36,350
リース債務の返済による支出	2,875	4,477
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,577	41,147
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	330,277	933,730
現金及び現金同等物の期首残高	951,059	1,281,336
現金及び現金同等物の期末残高	1,281,336	2,215,066

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

材料貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

主な耐用年数

建 物 7～50年

機械及び装置 2～7年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に関する契約不適合及びアフターサービス等の費用に充てるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持ち工事等のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事等について、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

工事契約

建築部門・土木部門においては、主に工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

工事契約に係る収益認識

(1)当事業年度の財務諸表に計上した完成工事高

進行基準を適用した金額 7,052,908千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)によって収益の認識を行い、その他の工事については工事完成基準によって算出しております。

2. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた仮定

工事進行基準を適用するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度について、合理的な見積りを行うため、工事契約ごとに実行予算等を策定しております。なお、会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点で合理的に算出することは困難であります。当社では、新型コロナウイルス感染症による影響は一定期間経過後に収束し、翌事業年度の業績について工事進捗に一定程度の影響を受けるものの、重要な影響はないと仮定した上で、これを元に見積りを行っております。

3. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

工事契約は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況等の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、工事進行基準による収益認識の基礎となる工事原価総額の見直しを行うにあたり、工事完成に必要な作業内容及び工数に関する情報を速やかに収集し、適宜適切に実行予算等に反映させておりますが、これらの見積りには不確実性を伴うため、翌事業年度の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

工事契約に係る収益認識

(1)当事業年度の財務諸表に計上した完成工事高

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法 6,705,326千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における収益は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき測定し、当該進捗度は工事原価総額見積額に対する決算日までの発生原価の割合に基づき算出しております。

2. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法を適用するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度について、合理的な見積りを行うため、工事契約ごとに実行予算等を策定しております。

3. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

工事契約は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況等の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による収益認識の基礎となる工事原価総額の見直しを行うにあたり、工事完成に必要な作業内容及び工数に関する情報を速やかに収集し、適宜適切に実行予算等に反映させておりますが、これらの見積りには不確実性を伴うため、翌事業年度の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

従来、工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86

項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この結果、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当事業年度 (令和4年6月30日)
土地	95,183千円	95,183千円
建物	65,074	60,674
計	160,258	155,858

上記に対応する債務

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当事業年度 (令和4年6月30日)
	- 千円	- 千円

2 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当事業年度 (令和4年6月30日)
完成工事未収入金	124,816千円
契約資産	730,540
計	855,357

3 未成工事受入金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (令和4年6月30日)
契約負債	620,344

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
関係会社からの経営指導料	10,998千円	16,076千円

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
研究開発費	21,836千円	27,332千円

4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
車両運搬具	624千円	-千円
機械及び装置	-	5,622
計	624	5,622

5 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
機械及び装置	708千円	-千円

6 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
建物	25千円	-千円
工具器具・備品	24	-
計	49	-

7 期末における販売用不動産の残高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の販売用不動産評価損が不動産事業等売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
	6,504千円	486千円

8 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
	10,433千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	686,000	-	-	686,000
合計	686,000	-	-	686,000
自己株式				
普通株式(注)	91,359	-	13,000	78,359
合計	91,359	-	13,000	78,359

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少13,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年9月25日 定時株主総会	普通株式	26,758	45	令和2年6月30日	令和2年9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年9月24日 定時株主総会	普通株式	36,458	利益剰余金	60	令和3年6月30日	令和3年9月27日

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	686,000	-	-	686,000
合計	686,000	-	-	686,000
自己株式				
普通株式(注)	78,359	119	4,000	74,478
合計	78,359	119	4,000	74,478

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加119株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
令和3年9月24日 定時株主総会	普通株式	36,458	60	令和3年6月30日	令和3年9月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年9月22日 定時株主総会	普通株式	42,806	利益剰余金	70	令和4年6月30日	令和4年9月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)		当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)	
現金預金勘定		1,581,464千円		2,515,195
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		300,128		300,128
現金及び現金同等物		1,281,336		2,215,066

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。また資金調達については、銀行借入による方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

営業債務の「流動性リスク」の管理体制

各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年6月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（*2）	161,843	161,843	-
資産計	161,843	161,843	-

（*1）「現金預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「支払手形」、「工事未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （令和3年6月30日）
非上場株式	3,000
関係会社株式	68,500

（1）非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（2）関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

当事業年度（令和4年6月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（*2）	175,590	175,590	-
資産計	175,590	175,590	-

（*1）「現金預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「支払手形」、「工事未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当事業年度 （令和4年6月30日）
非上場株式	3,000
関係会社株式	68,500

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（令和3年6月30日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
(1) 現金預金	1,581,464	-	-
(2) 受取手形	303,027	-	-
(3) 電子記録債権	105,859	-	-
(4) 完成工事未収入金	1,575,907	-	-
合計	3,566,259	-	-

当事業年度(令和4年6月30日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
(1) 現金預金	2,515,195	-	-
(2) 受取手形	47,293	-	-
(3) 電子記録債権	16,038	-	-
(4) 完成工事未収入金	855,357	-	-
合計	3,433,884	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(令和4年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	175,590	-	-	175,590
資産計	175,590	-	-	175,590

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(令和4年6月30日)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式68,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式68,500千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

前事業年度(令和3年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	107,520	39,892	67,628
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	107,520	39,892	67,628
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	54,323	68,796	14,472
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	54,323	68,796	14,472
合計		161,843	108,688	53,155

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（令和4年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	175,590	108,688	66,901
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	175,590	108,688	66,901
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		175,590	108,688	66,901

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3,000千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しています。

「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた中小企業退職金共済制度に加入し、退職給付費用の全額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ掛金として拠出しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日) 13,111千円、当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日) 13,981千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当事業年度 (令和4年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,913千円	6,913千円
ゴルフ会員権評価損	12,844	12,844
投資有価証券評価損	3,137	3,137
販売用不動産評価損	11,856	12,004
減損損失	13,751	13,624
完成工事補償引当金	1,675	2,040
その他	18,803	20,868
繰延税金資産小計	68,983	71,434
評価性引当額	49,386	49,497
繰延税金資産合計	19,597	21,936
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	16,515	20,282
繰延税金負債合計	16,515	20,282
繰延税金資産(負債)の純額	3,082	1,654

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当事業年度 (令和4年6月30日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.16%	2.44%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.09%	0.10%
税額控除等	-	1.88%
住民税均等割	3.18%	2.54%
修正申告による影響	-	4.13%
評価性引当額	0.86%	3.12%
その他	0.07%	0.48%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.50%	33.99%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、滋賀県甲賀市及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。令和3年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,392千円(益)であります。令和4年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は10,685千円(益)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
貸借対照表計上額		
期首残高	281,848	274,543
期中増減額	7,305	6,471
期末残高	274,543	268,071
期末時価	292,192	286,188

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)

5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	775,550千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	188,148
契約資産(期首残高)	1,209,243
契約資産(期末残高)	730,540
契約負債(期首残高)	390,795
契約負債(期末残高)	620,344

契約資産は、工事契約について期末日時点で履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであります。完了した作業について顧客の検収を受け、請求した時点で債権へ振り替えられます。

契約負債は、工事契約について履行に先立って受領した対価又は対価を受け取る期限が到来したものであります。工事の進捗に伴い履行義務が充足された時点で、契約負債は収益へと振り替えられます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は390,795千円であります。

また、当事業年度の契約資産及び契約負債の主な増減は工事の進捗、対価の回収等によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、当事業年度末においては3,868,136千円であります。当該履行義務は、工事契約に関するものであり、期末日後1年以内に全て収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主として公共工事を中心とした土木工事全般に関する事業と民間工事を中心とした建築工事全般に関する事業を営んでおります。また、不動産事業は不動産の売買に関する事業を行っております。

当社は、受注・請負体制を基礎とした事業分野別のセグメントから構成されており、一般土木、舗装、地下技術等の「土木部門」、「建築部門」及び「不動産部門」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	土木部門	建築部門	不動産部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,192,786	3,226,279	32,952	7,452,018	-	7,452,018
セグメント間の内部 売上高又は振替額	-	-	-	-	-	-
計	4,192,786	3,226,279	32,952	7,452,018	-	7,452,018
セグメント利益	109,031	95,958	7,297	212,287	-	212,287
セグメント資産	1,223,327	847,401	426,139	2,496,869	2,368,805	4,865,674
その他の項目						
減価償却費	31,794	11,545	6,904	50,243	-	50,243
有形固定資産及び無 形固定資産の増加	6,235	912	-	7,148	21,889	29,038

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント資産の調整額2,368,805千円は、当社の余資運用資金(現金預金及び有価証券)、土地、投資有価証券等であります。

(2)有形固定資産及び無形固定資産の増加の調整額21,889千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(3)セグメントに関する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。

2.セグメント利益の金額の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

3.報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載していません。

当事業年度（自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	土木部門	建築部門	不動産部門	計		
売上高						
官公庁	2,492,874	246,951	-	2,739,825	-	2,739,825
民間	1,066,347	2,899,153	13,417	3,978,917	-	3,978,917
顧客との契約から生 じる収益	3,559,221	3,146,104	13,417	6,718,743	-	6,718,743
その他の収益	-	-	32,979	32,979	-	32,979
外部顧客への売上高	3,559,221	3,146,104	46,396	6,751,723	-	6,751,723
セグメント間の内部 売上高又は振替額	-	-	-	-	-	-
計	3,559,221	3,146,104	46,396	6,751,723	-	6,751,723
セグメント利益	139,210	92,981	20,346	252,537	-	252,537
セグメント資産	964,093	97,080	420,423	1,481,598	3,287,556	4,769,155
その他の項目						
減価償却費	42,188	8,941	6,947	58,076	-	58,076
有形固定資産及び無 形固定資産の増加	77,702	-	-	77,702	370	78,072

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント資産の調整額3,287,556千円は、当社の余資運用資金（現金預金及び有価証券）、土地、投資有価証券等であります。
- (2) セグメントに関する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。
2. セグメント利益の金額の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。
3. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	土木部門	建築部門	不動産部門	計
売上高				
外部顧客への売上高	4,192,786	3,226,279	32,952	7,452,018

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)	関連するセグメント
滋賀県	1,665,516	土木部門
(株)テクノスマート	1,108,551	建築部門

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	土木部門	建築部門	不動産部門	計
売上高				
外部顧客への売上高	3,559,221	3,146,104	46,396	6,751,723

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)	関連するセグメント
滋賀県	2,130,808	土木部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社古澤建設	滋賀県東近江市	40	建設業	所有 直接80%	資金の援助 経営指導 役員の兼任	資金の貸付	30,000	その他の流動資産	30,000
							資金の回収	30,000	-	-
							利息の受取	300	-	-
							経営指導料の受取	10,998	-	-

当事業年度（自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社古澤建設	滋賀県東近江市	40	建設業	所有 直接80%	資金の援助 経営指導 役員の兼任	資金の貸付	20,000	その他の流動資産	20,000
							資金の回収	30,000	-	-
							利息の受取	200	-	-
							経営指導料の受取	16,076	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
1株当たり純資産額	4,385円23銭	4,634円27銭
1株当たり当期純利益	240円23銭	305円28銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)	当事業年度 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)
当期純利益(千円)	143,109	186,402
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	143,109	186,402
普通株式の期中平均株式数(株)	595,724	610,602

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	647,459	-	-	647,459	475,956	13,259	171,502
構築物	77,883	370	-	78,253	58,466	3,855	19,786
機械及び装置	954,347	77,150	19,130	1,012,367	892,081	28,058	120,285
車両運搬具	80,005	-	-	80,005	69,766	6,544	10,238
工具器具・備品	118,705	-	-	118,705	102,773	1,335	15,931
土地	391,314	-	-	391,314	-	-	391,314
有形固定資産計	2,269,714	77,520	19,130	2,328,104	1,599,045	53,053	729,058
無形固定資産							
ソフトウェア	24,959	552	14,925	10,586	6,908	1,987	3,677
電話加入権	2,796	-	-	2,796	-	-	2,796
借地権	24,391	-	-	24,391	10,468	1,219	13,923
無形固定資産計	52,147	552	14,925	37,774	17,376	3,206	20,397
長期前払費用	43,660	-	9,039	34,621	3,676	1,816	30,944

(注) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	T R D機の改良 舗装機械の取得	59,000 千円 18,150
--------	----------------------	---------------------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

財務諸表等規則第125条の規定に基づき記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	22,698	-	-	-	22,698
完成工事補償引当金	5,500	6,700	2,624	2,875	6,700
工事損失引当金	10,433	-	10,433	-	-

(注) 完成工事補償引当金の当期減少額(その他)は、洗替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	648
預金	
当座預金	654,801
普通預金	1,558,783
定期預金	300,128
別段預金	834
小計	2,514,547
合計	2,515,195

2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
成幸利根(株)	18,481
大成建設(株)	18,100
スターライト工業(株)	6,346
(株)タカコ	2,366
(株)濱中技建	2,000
合計	47,293

(ロ) 決済月別内訳

決済月	金額(千円)
令和4年 7月	9,445
8月	14,529
9月	3,746
10月以降	19,572
合計	47,293

3) 電子記録債権

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大鉄工業(株)	16,038
合計	16,038

(ロ) 決済月別内訳

決済月	金額(千円)
令和4年 7月	2,690
8月	8,062
9月	2,710
10月以降	2,576
合計	16,038

4) 完成工事未収入金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
滋賀県	565,510
成幸利根(株)	56,502
積水化学工業(株)	31,686
北海飼料販売(株)	26,500
TOTO(株)	26,472
その他	148,685
合計	855,357

(ロ) 滞留状況

令和4年6月期計上額	853,827	千円
令和3年6月期以前計上額	1,529	千円
計	855,357	千円

5) 販売用不動産

内訳	面積 (㎡)	金額 (千円)
滋賀県甲賀市 (販売用土地)	6,783.07	26,000
滋賀県栗東市 (販売用土地)	1,389.30	132,345
滋賀県守山市 (販売用土地)	1,645.00	37,000
合計	9,817.37	195,346

6) 材料貯蔵品

品目	金額 (千円)
事務用品	1,222
合計	1,222

7) 投資有価証券

区分	金額 (千円)
株式	178,590
合計	178,590

8) 破産更生債権等

相手先	金額 (千円)
(株)香山組	8,322
片岡康仁	3,878
(株)トピックス	3,720
その他	1,697
合計	17,618

負債の部

1) 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)森本工業所	98,220
谷村実業(株)	47,370
(株)ニシデン	35,870
(株)白水社	28,930
大津生コンクリート協同組合	28,450
その他	136,350
合計	375,190

(ロ) 決済月別内訳

決済月	金額(千円)
令和4年 7月	85,960
8月	65,930
9月	154,000
10月	69,300
合計	375,190

2) 工事未払金

相手先	金額(千円)
丸栄コンクリート工業(株)	76,216
(株)古澤建設	40,027
(株)藤田	26,861
(株)マンケン	25,735
(株)オーライズ	24,587
その他	503,051
合計	696,479

3) 未成工事受入金

当期首残高(千円)	当期受入額(千円)	完成工事高への振替額(千円)	当期末残高(千円)
390,795	2,027,300	1,797,752	620,344

(注) 損益計算書の完成工事高6,705,326千円と上記完成工事高への振替額1,797,752千円との差額4,907,574千円は、完成工事未収入金の当期発生額であります。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,695,833	3,347,267	4,927,907	6,751,723
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	230,293	291,978	392,635	282,405
四半期(当期)純利益(千 円)	156,641	197,031	263,408	186,402
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	257.79	323.20	431.62	305.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (純損失)(円)	257.79	66.04	108.53	125.92

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	<p>大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 大阪本店証券代行営業部</p> <p>大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>-</p> <p>株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額</p>
公告掲載方法	<p>電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりであります。</p> <p>https://www.santo.co.jp.html</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第67期）（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）令和3年9月27日近畿財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
令和3年9月27日近畿財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第68期第1四半期）（自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日）令和3年11月12日近畿財務局長に提出。
（第68期第2四半期）（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）令和4年2月14日近畿財務局長に提出。
（第68期第3四半期）（自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日）令和4年5月13日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
令和3年10月1日近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
（第68期第3四半期）（自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日）令和4年6月17日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年9月26日

株式会社 三東工業社

取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 光 田 周 史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊 藤 玲 司
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三東工業社の令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三東工業社の令和4年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における工事原価総額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表注記（重要な会計上の見積り）工事契約に係る収益認識に記載のとおり、当事業年度において、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法により計上された完成工事高は6,705,326千円であり、売上高全体の99.3%を占めている。財務諸表注記（重要な会計方針）</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおり、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する。この履行義務の充足に係る進捗度は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合（インプット法）で算定している。一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用にあたっては、工事原価総額を基礎として期末までの既発生原価に応じた履行義務の充足に係る進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算定しており、工事収益総額、工事原価総額及び当事業年度末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要があるが、基本的な仕様及び作業内容が顧客の指図に基づいて決定されるため工事契約内容の個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況等の変化や工事契約内容の変更が行われる場合がある。このため、工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算書等の作成にあたっては、画一的な尺度に基づいた判断が困難で、個々の工事契約ごとに専門的な判断が必要であり、工事原価総額の見積りには高い不確実性及び複雑性を伴う。以上から、当監査法人は、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における工事原価総額の見積りの合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する場合における工事原価総額の見積りの合理性を検討するため、主に以下を含む手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>実行予算書等の策定プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任権限規程に基づく承認者が、作成された実行予算書等を承認する内部統制 ・工事着手後の状況変化を適時適切に実行予算書等に反映させるための内部統制 <p>（2）工事原価総額の見積りの合理性の評価</p> <p>工事原価総額の見積りの基礎となる工事契約ごとの実行予算書等の作成精度を評価するとともに、見積原価総額の見積りが適時適切に見直されていることを評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事原価総額を構成する、実行予算書等に記載された作業内容ごとの見積原価について、その根拠となる見積書等の資料を閲覧した。 ・工事原価総額の見積りの変更が行われた場合、実行予算書等に反映されたその内容について、各部門責任者に質問し、根拠資料を閲覧した。 ・工事現場について視察を行い、工事の施工状況が工事原価総額の見積り内容及び進捗度と整合していることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三東工業社の令和4年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三東工業社が令和4年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。